

## 令和7年度 毛呂山町予算執行方針

令和7年度の一般会計予算は、令和7年度が計画始期となる第六次毛呂山町総合振興計画で掲げる町の将来像「みんなでつくる 住みやすいまち 住み続けたいまち もろやま」の実現を目指し、人口減少をはじめとする本町の重要課題解決を図るとともに、優先順位に基づく事務事業の選択により、最少の経費で最大の効果が得られる予算編成としています。

令和7年度においては、総合振興計画前期基本計画に掲げるリーディングプロジェクトに基づき、少子化対策・教育施策の充実・健幸づくりのまち宣言の実現に向けた施策推進に資する事業に対し、重点的に予算を配分しています。

また、ゼロカーボンシティの実現に向けた脱炭素化事業、防災対策事業、地域コミュニティ関連事業等についても優先的に予算を配分し、予算総額は118億600万円、前年度比8.8%の増額となっています。

今後においても、少子高齢化に伴う社会保障関係経費の増加や老朽化した施設の更新等、町の直面する諸課題に対応するため、持続可能な行財政運営を目指し、健全な財政運営を行う必要があります。予算執行に当たっては事業内容や実施時期について十分な精査を行うとともに、職員一人ひとりが経費の削減に努め、以下の事項に留意し、業務の遂行に努めてください。

### 第1 一般事項

#### 1 適正な予算執行について

- (1) 厳しい財政状況を踏まえ、限られた財源の中で最大の事業効果があげられるよう計画的かつ効率的な執行に努めること。
- (2) 議会及び監査委員からの指摘事項を踏まえ、住民に説明責任が果たせるよう適切な予算執行に努めること。

#### 2 費用対効果の検証等による事務事業の効率化と経費の節減について

- (1) 事務事業の目的を明確にし、事業成果並びに費用対効果の検証により事務事業の効率化並びに改善を図ること。  
また、真に行政が負担すべきものであるか、行政の守備範囲に視点を置いた予算執行と既定経費の不断の見直しにより、経費の節減を徹底すること。
- (2) 行政需要の複雑化、多様化に適切に対処するため、関係課間の連絡調整を密にし、類似事務事業の一元化、廃止等に努め、経費の節減を徹底すること。
- (3) 予算の執行を通じて、住民、関係団体等の意向を十分に把握し、事務事業の優先順位を見極め、促進すべきもの、見直すべきもの、新たに取り組むべきもの等を明確にし、改善及び合理化に努めること。
- (4) 行政事務のデジタル化を積極的に取り入れ、業務効率の改善並びにペーパーレス化に努めること。

### 3 住民への情報提供と財政状況の周知について

各種施策や事務事業の計画過程や実施の段階において、適切な情報発信による住民理解に努めること。

また、各種施策等の推進にあたっては、町の財政状況の周知に努めること。

### 4 契約について

(1) 契約については、一般競争入札・指名競争入札・随意契約等の方法があるが、契約事務の公正性・透明性を保持し、経済性の確保を図る観点から法令に従い、原則として競争入札にて執行すること。

(2) 例外として随意契約を行う場合、その理由については、住民が納得できるよう具体的かつ明確にするとともに、「毛呂山町契約規則」「毛呂山町随意契約ガイドライン」等に基づき適正な処理を行うこと。

(3) 可能な限り町内事業者の受注機会の確保を図り、地域産業の育成と活性化並びに地域内での経済循環を推進するよう努めること。

(4) 長期継続契約により契約をする場合は、当該契約条項中に「翌年度以降において、この契約に対する歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとする。」旨の条件を必ず付すこと。また、長期継続契約に該当せず、複数年にわたり債務を負担する契約をしようとする場合は、予め債務負担行為又は継続費の予算措置をすること。

### 5 予算の補正について

当初予算は通年予算として編成したものであり、その効果が最大限に発揮されるよう、計画的かつ効率的な執行に努めるとともに、年度途中の新たな財政需要については、既定予算で対応すべきものか、補正予算に計上して執行すべきものか慎重に検討を行うこと。

## 第2 歳入に関する事項

### 1 町税について

自主財源の根幹をなす町税については、税負担の公平を期すため課税客体的確な把握に努めるとともに、滞納整理の早期着手と計画的な取組により徴収率の向上に最大限の努力を払い、その確保を図ること。

### 2 使用料等について

分担金及び負担金、使用料及び手数料については、住民負担の公平確保の観点と受益者負担の原則から、物価や所要経費の動向、近隣自治体との比較、さらに住民生活に与える影響等を総合的に考慮し、適正な額を常に把握すると

ともに、負担の適正化を図ること。

### 3 国・県支出金等について

(1) 国・県支出金、各種助成金については、国・県の動向を十分に見極め、積極的な確保に努めること。

また、国の新規事業等についても情報を収集し、町の当初予算に計上していない事業であっても、住民福祉の向上に資する事業については、補正予算編成等により積極的な財源確保に努めること。

(2) 国・県の制度改正や予算措置の見直し等により、計画している歳入の一部又は全部について措置がされなくなった場合には、財源を一般財源にそのまま求めるのではなく、当該事務事業の必要性及び重要性を再考し調整を図るとともに、財源の確保等について速やかに企画財政課財政係と補正予算等の協議をすること。

### 4 その他の収入について

予算計上額を確保することはもとより、引き続き事業評価を行い、さらなる収入確保の取組を進めることで、増収に向けて最大限努力すること。

## 第3 歳出に関する事項

### 1 予算の執行について

#### (1) 予算の配当

予算の執行（支出負担行為）は、予算の配当が行われた後、適正に執行すること。

#### (2) 公共事業の計画的な執行

公共事業の施工に当たっては、年度内執行を基本として、発注時期の平準化、かつ計画的な執行を図るとともに、地域経済に配慮し、早期発注・早期完成に努めること。

また、他工事との連携強化、同時一括施工等の計画手法、効率的な設計等に積極的に取り組み、工事コストの縮減に努めること。

#### (3) 契約差金の取扱い

委託料、工事請負費及び備品購入費の契約差金については、安易に他の費途へ流用することなく、事業完了後に速やかに減額補正をすること。新たな事務事業について執行しなければならない場合には、企画財政課財政係と協議のうえ決定すること。

#### (4) 負担金

研修参加負担金については、事務事業の効率化、職員の資質向上への貢献度など、当該研修等への出席の必要性を十分検討すること。

また、会費的な負担金については、予算化されているからといって機械的に

支出することなく、加入している団体の行政上の効果等について常に見直しを行い、効果のないものについては、退会する等節減に努めること。

#### (5) 補助金

補助金については、公益性、公平性、社会的ニーズ及び行政効果を常に念頭に置き、目的、対象経費の明確化、行政効果の数量的評価の把握に努め、一層の改善合理化を進めること。

執行に際しては、「毛呂山町補助金等交付規則」及び各事業を実施するに当たり制定した交付要綱等に基づき適正に処理することとし、各種団体に対し、補助金を交付している場合には実績報告書等を徴し、交付した補助金が有効に活用され、また、適正に処理されているか精査し、必要に応じて交付団体に対し指導・助言を行うこと。

#### (6) 人件費

職員の人件費は最大限の事業費であることを認識し、住民サービス向上に努めること。また、時間外勤務については、時差勤務制度、ノー残業デーの徹底、代休制度の活用、事務改善等により計画的な勤務と効率的な業務遂行に努めるほか、課内相互応援等を積極的に取り入れ、必要最小限に努めること。

### 2 予算の流用について

予算の流用をみだりに行うことは、予算執行体制そのものを乱すこととなるため、補正予算に計上して執行することが可能な場合には、原則として予算の補正で対応し、予算の流用は必要最小限にとどめること。

流用しなければならないときは、同一目内の同一節内費目を優先することとし、疑義が生じた場合は、事前に企画財政課財政係と協議すること（補助金等を受けて実施する事業等で、事業内での流用が適当である場合はこの限りではない）。

予算流用の起案に際しては「毛呂山町予算事務規則」に基づき、算出予算流用計算書を作成するとともに根拠資料（見積書等）を添付すること。

### 3 予備費の充用について

予備費は、予算編成時に予測のできなかつた緊急を要する経費の支出に対処するために設けられた制度である（議会が否決した費途に充てることはできない）。多額の経費の支出を予定する事務事業の場合には予算の補正で対応し、軽微な予算の不足等やむを得ず必要が生じた場合に対応するものとし、その際は事前に企画財政課財政係と協議すること。

予備費充用の起案に際しては、予備費が必要となる理由及び支出内容について詳細に記載するとともに根拠資料（見積書等）を添付すること。

#### 4 その他の事項について

- (1) 光熱水費は、経常的経費であり、施設管理の効率化等により節減可能であることから、施設管理者は、使用量等の動向を常に把握し、特に電気代については高騰しているため、昼休みの消灯や不要な照明の調整等により積極的に節減に努めること。また、使用量が変動しているときは、直ちに原因究明にあたるとともに適切な措置を講じ、予算の不足を容易に追加補正等に求めることがないようにすること。
- (2) 施設の修繕については、予算の範囲で適正に執行し、安易に流用・予備費の充用による対応はしないこと。
- (3) 特別会計は、「地方公共団体が特定の事業を行う場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合」（地方自治法第209条第2項）に設けることができるものである。

また、地方公営企業は、「常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない」（地方公営企業法第3条）ものである。ついては、その性格を再認識し、自己財源の確保に努め、会計年度独立の原則に基づいた予算執行に努めること。